

2021年10月号

東雲研修センター ニュースレター No.33

いつも東雲研修センター及び公式HPをご利用頂きましてありがとうございます。

長かった新型コロナウイルス感染拡大防止の為の自粛生活でしたが、やっと世の中が感染拡大前の活発さを取り戻して来て、ホッとしています。長期化するコロナ禍で私たちの生活にも色々と変化がありましたが、中でもキャッシュレス決済の導入が加速しました。コロナ禍以前も、政府の後押しもあってキャッシュレス化は浸透してはいましたが、蔓延してから感染拡大防止を目的として“非接触決済”一気に注目が集まり、導入する企業が今現在も増え続けています。実際に私もクレジットカードがメインでしたが〇〇Payなどのバーコード決済も頻繁に利用するようになった1人です。

そこで今回はキャッシュレス決済について皆さんと一緒に勉強して、より理解を深めていきたいと思います。

INDEX

- 【1】お役立ち情報……「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」
 - 【2】研修情報……東雲研修センター 定期研修情報
 - 【3】なるほど講座……詳しく教えて、エコ次郎先生！【キャッシュレス決済】
 - 【4】キャッシュレス決済の種類
 - 【5】編集後記……エコ次郎の小ネタ横町
-

○

【1】お役立ち情報

「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」

ー 雇用調整助成金とは？ ー

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、

「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。

【支給対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

【助成対象となる労働者】

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、

「雇用調整助成金」の助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、

「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。

(雇用調整助成金と同様に申請できます)

【助成額と助成率、支給限度日数】

(平均賃金額(※1) × 休業手当等の支払率) × 下表(※2)の助成率 (1人1日あたり
15,000円もしくは13,500円が上限)

※1 平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特
例措置を実施しています。

※2 表はHPでご確認下さい。

【申請手続】

雇用調整助成金の申請手続は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局または
ハローワークで受け付けています。郵送での申請も受け付けています。

その他申請方法や必要書類等、詳細につきましてはHPでご確認下さい。

本補助金に関するお問い合わせは以下の問い合わせ窓口宛てにお電話下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
TEL： 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

【2】東雲研修センター 定期研修情報

◎東雲研修センターは感染予防対策徹底中！！

東雲研修センターの定期研修は、直接のお客様だけでなく、メーカー様や関係団体、橋本総業(株)と多少でも関係のある方々でしたらどなたでも受講できます。

現在東雲研修センターで募集している研修のご案内です。特徴は、座学だけでなく研修によって現調、試運転、設置、組立などの実習が含まれていて、ホームページから申し込みが出来ます。是非ご検討下さい。

【現在空きのある受講生募集中の研修一覧 (2022年2月まで)】

- 12月7日(火) 配管接続研修 10:00～14:00 6,000円 15名
- 1月13日(木) エアコン施工研修 10:00～17:00 10,000円 10名
- 1月18日(火) システムバス現調研修 10:00～15:00 6,000円 15名
- 2月8日(火) キッチン現調・施工体験研修 10:00～17:00 6,000円 15名
- 2月22日(火) 便器・ウオシュレット設置研修 10:00～15:00 6,000円 15名

申 し 込 み → <https://www.eco-reform.org/p/info> <<https://www.eco-reform.org/image/pdf/160830ene01.pdf>>

◎東雲で開講の研修は昼食をご用意しています。

◎受講料は税込です

【3】なるほど講座 詳しく教えて、エコ次郎先生！

本日のお題 【キャッシュレス決済】

エコ娘： エコ次郎先生、最近あちこちでキャッシュレス決済が使えるようになってるじゃないですか。うちの親もクレジットカードと PayPay を使っていて「ポイントがすごい貯まる！！」って喜んでるんですけど、現金じゃダメなんですか？？

エコ次郎： エコ娘くんはとても良く世の中の変化を見ていますね。まだ JK でキャッシュレス決済はほとんどお使いになっていないかと思いますが、キャッシュレス決済の普及にご興味を持たれたとは流石です。

まず、何故今日本がキャッシュレス化を進めているのか？ですが、エコ娘くんはパッと思い浮かぶ理由はありますか？

エコ娘： え、理由？えっと、コロナで触れちゃいけない空気になったから？どこに行っても非接触を求められていたから、その一環としてかなあ？あ、分かったあれですよ、“新しい生活様式”っていうやつ！！

エコ次郎： そうですね。この 2 年弱は本当に非接触を求められる場所が多かったので、急速に普及が進んでいる理由の 1 つである事は確かだと思います。

ですが、実は平成 30 年 4 月に経産省が発表した「キャッシュレス・ビジョン」の中で、「2025 年 6 月(大阪万博)までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度」とする目標を掲げています。何故万博までにと考えているのか？

ですが、オリンピックや万博にはたくさんの外国人観光客が来ますよね。海外はキャッシュレス化が日本よりも数段進んでいて、例えばお隣り韓国はキャッシュレス決済比率 94.7%、中国は 77.3%。アメリカは 47%、フランスは 44.8%。それに比べて日本は遅れを取っていて、24.2%です。(2018 年の状況) 以前オダギリジョーさん出演の CM で、訪日客が買い物をしたいのだけれど、現金しか扱っていないお店だったので潔く諦めてしまう、という内容のものがありましたが、正にあの状態になる事を日本は避けたいのです。円に換金した現金だけで過ごすとなれば消費は消極的になりますが、キャッシュレス決済が主流になっていけば、それに慣れた外国人は思う存分ショッピングや食事、レジャーを楽しんでくれますので、インバウンド消費は必ず高まります。その為の日本の準備期間等を考慮し、目標を大阪万博に設定したのです。

エコ娘： な～る～ほ～どお～～～！！そうですね！言われてみれば、消費税が 10%に上がる時にキャッシュレス決済するとポイント還元するイベントとかやってたし、コロナよりも前から始まってたんだ。でも最近はどこに行ってもキャッシュレス対応のマークが書いてあるから、もっとみんな使ってるのかと思ってました。それが 24.2%って随分海外からは遅れを取っていたんですね。

エコ次郎： そうですね。日本でどうしてキャッシュレス決済が思うように浸透しなかったのかと言いますと、まず ATM が数多く設置されていて、現金を手にする事が容易であること。そして治安が良いので盗難の心配が少なく、万が一財布を落としてしまっても戻って来る可能性が高いので、現金を持ち歩くことに余り不安がありません。加えてレジの処理が速く正確な為に、現金取り扱いの煩雑さが少ないのも理由です。つまり現金払いに不満がないのです。

エコ娘： そうなんだあ。私も現金はやっぱ使った実感があるから、ずっと使って行きたいなー。あ、先生、キャッシュレスがインバウンド消費に欠かせないっていう事は分かったんですけど、取り入れる側にとってもメリットってあるんですか？手数料が掛かる分お店側は損しそうだけど。

エコ次郎： もちろん手数料は掛かりますが、現金の取り扱いで発生している人件費や、現金流通に掛かるコストが削減できるメリットがあります。例えば現金が余り使われなくなれば今より ATM の設置数が減るので、現金の

輸送の手間も省けますし、ATMの維持費、電気代も減ります。現金払いが可能なお店ですと、閉店後の集計作業や、銀行に入金したり、両替に行ったりする人件費も削減できますよね。つまり、

「現金取り扱いで掛かるコスト > キャッシュレス決済の手数料」

となれば良い訳ですから、やはり導入するメリットは大きいと言えます。

エコ娘：　すごい説得力がありました！確かにレジ締めって面倒くさそうだし、現金が合ってなかったら大変そうだから、キャッシュレス良いかも！

エコ次郎：　もちろん過去に〇〇Payが個人情報の流出で廃止になったりしましたし、セキュリティ面で不安をお持ちの方々がいらっしゃるのも事実です。ですので、ユーザーはあまり多くのキャッシュレス決済方法に手を広げ過ぎず、複雑なパスワード設定をするなどして、しっかり対策を講じておく事が重要なのです。

エコ娘：　そっか。きつとうちのママもパスワードは同じのを使いまわしてる気がするから、帰ったら早速そこをアドバイスしてあげなくちゃ！

エコ次郎：　はい、是非そうしてあげてください。

エコ娘：　そうだ先生、せっかくだからキャッシュレス決済の種類も詳しく教えて下さ〜い！

エコ次郎：　はい。では次の項でご案内いたします。

エコ娘：　よろしくお願いまあ〜す。

【4】 キャッシュレス決済の種類

(1) クレジットカード

キャッシュレス決済を既にお使いの方も多いと思いますが、やはり根強い人気はクレジットカードです。与信審査がある分、信頼があると見なされているので後払いになります。また、カードは分割払いやボーナス払いが選べるので、金額の大きな買い物(1万円以上)をする時に利用される事が多いです。

(2) デビットカード

与信審査がないので、即時払いとなります。支払口座に入金されている額が上限額となりますので、使い過ぎる心配がありません。

(3) QR／バーコード決済

あらかじめ決済アプリをスマートフォンにインストールしておき、QRコードやバーコードを使って支払う方法です。QR／バーコード決済の支払い方法には、利用者がスマートフォンに表示したコードを店舗側が読み取る

「ストアスキャン方式」と、店舗が掲示するコードを利用者が読み取って支払う「ユースカスキャン方式」があります。

PayPay、楽天ペイ、LINE Pay、d払い、メルペイなど。

(4) スマートフォン決済

クレジットカードや電子マネーを登録したスマートフォンで支払いができるキャッシュレス決済です。Apple Pay や Google Pay など、専用のアプリにクレジットカードや電子マネーを登録しておけば、コンビニやスーパーなどのレジにスマートフォンをかざすだけで支払いが完了します。

(5) 電子マネー

暗証番号を入力するといった手間がなく、専用の機器にスマートフォンやICカードをかざすだけで支払いが完了します。

電子マネーは、Suica や PASMO といった「交通系」や、WAON や nanaco といった「流通系」などに分類できます。交通系は、各種交通機関の利用や定期券としても使える利用範囲の広さが特徴で、流通系は発行元の関連店舗で割引サービスなどを受けられることが特徴です。

このようにキャッシュレス決済には様々な種類がありますが、それぞれに特徴があるので、ご自身のライフスタイルやご利用シーンに合わせて、キャッシュレス決済を上手に使い分けて下さい。

【5】編集後記 ～エコ次郎の小ネタ横町～

皆さま、ご無沙汰しております、エコ次郎でございます。急に冬の寒さになったり、かと思えば秋晴れの晴天でカラッと過ごしやすくなったり。季節の変わり目というものは実に忙しいものです。

さて、今日は早くも今年最後のエコ話しです。我が家はここ数ヶ月の間に衣類の洗剤を今まで使っていたものから、高濃度洗剤に変えました。今までのはすすぎ2回タイプだったのですが、妻が「水がもったいないし、忙しい時にすすぎに2回も時間を取られるとイライラする」と以前からストレスを口にしていたので、ストックを使い切るタイミングですすぎ1回の高濃度洗剤を買ってみました。確かにすすぎが1回で良いならその方が時短になるし、水の使用量も確実に減りますし、何より洗濯物と洗濯槽の臭いも取るというところが妻の中でポイントが高いようで、洗剤を変えてからは干す際に鼻歌を歌う時も現れています。

先ほどのキャッシュレス決済の話しにもなるのですが、とあるサイトでポイントがたくさん還元される日に、私が思い切って今までの洗剤をまとめ買いしたのです。安いならストックしておけば問題ないだろう、と。しかしその事を妻に伝えると、「また買い足しちゃったの?!もう飽きたし、水も時間ももったいないから、すすぎ1回タイプが良かったのに」と心底呆れた様子で大きなため息をついたのです。マズイ...怒らせてしまった...

こういう経緯があったものですから、ポイント還元率に惑わされて確認もせずに大量買いをした事を大いに反省しましたし、今使っているものがエコになっているのか?もっとエコになる商品はないのか?は常日頃から考えるべきだったと思いました。来年はこの反省も生かし、更なるデキル男エコ次郎を目指して、また頑張っていきたいと思います。少し早いですが、皆さまどうぞ来年もエコ次郎をよろしく願いいたします。

=====

[発行] 東雲研修センター <https://www.eco-reform.org/>

東京都江東区東雲 2-9-7 東雲配送センター内

営業日 月～金：9時～17時 土：応相談

お問い合わせ 03-3665-9033(本社窓口)

※送信が不要の場合は、その旨このメールへの返信でご連絡ください。

=====